

○盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱

平成18年9月29日告示第501号

盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱

盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成16年告示第92号）の全部を改正し、平成18年10月1日から施行する。

（目的）

**第1** この告示は、家庭において入浴することが困難な身体障害者、治療方法が確立していない疾病等である者及び身体障害児（以下「身体障害者等」という。）に対して訪問入浴サービスを定期的に提供することにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持を図り、もって身体障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（対象者）

**第2** この告示による訪問入浴サービスを受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（1）身体障害者若しくは治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項各号若しくは第4項各号のいずれかに該当する者（以下「要介護者等」という。）又は65歳以上の者（要介護者等を除く。）を除く。）又は成人と同様の体格と市長が認める身体障害児で、法第5条第2項に規定する居宅介護等の他のサービスを利用しての入浴が困難なもの

（2）医師が入浴を可能と認めた者で市長が適当と認めたもの

（内容）

**第3** 訪問入浴サービスの内容は、身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

（利用回数）

**第4** 訪問入浴サービスの利用回数は、1人1月につき5回以内とする。

（事業所）

**第5** 訪問入浴サービスを提供する事業所は、別表のとおりとする。

（利用方法）

**第6** 訪問入浴サービスを受けようとする身体障害者等（18歳未満である者にあつては、保護者（法第4条第3項に規定する保護者をいう。）。以下同じ。）は、盛岡市地域生活支援給付費支給要綱（平成18年告示第499号）第6第2項の規定による支給承認を受けた後、第5の事業所を運営する事業者と訪問入浴サービスの利用契約を締結しなければならない。

(利用料の額)

第7 訪問入浴サービスの利用料は、1回につき1万2,500円とする。

(利用料の支払い)

第8 盛岡市地域生活支援給付費支給要綱第6第2項の規定による支給承認を受けた障害者は、訪問入浴サービスを受けたときは、第7の利用料の額から同要綱第4の規定により算定した額を控除した額を訪問入浴サービスの利用契約を締結した事業者を支払わなければならない。

別表 (第5関係)

名称	所在地
盛岡駅西口訪問入浴介護サービス事業所	盛岡市盛岡駅西通一丁目2番2号
千年苑訪問入浴ステーション	盛岡市上太田穴口53番地
総合福祉ツクイ盛岡	盛岡市高松二丁目1番21号
五月園指定訪問入浴介護事業所	盛岡市東山二丁目5番19号
アースサポート盛岡	盛岡市厨川一丁目16番3号
指定訪問入浴介護事業所都南あけぼの荘	盛岡市湯沢4地割25番地1
青山和敬荘	盛岡市南青山町13番30号

○盛岡市地域生活支援給付費支給要綱

平成18年9月29日告示第499号

盛岡市地域生活支援給付費支給要綱

(目的)

**第1** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等（以下「障害者等」という。）に対して地域生活支援給付費を支給することにより、法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の利用を促進し、もって障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

**第2** 地域生活支援給付費の支給を受けることができる障害者等は、次に掲げる地域生活支援事業に係るサービス（以下「サービス」という。）を受けることができる者とする。

- (1) 盛岡市移動支援事業実施要綱（平成18年告示第500号）に基づき行われる移動支援事業
- (2) 盛岡市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年告示第501号）に基づき行われる訪問入浴サービス事業
- (3) 盛岡市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第502号）に基づき行われる日中一時支援事業
- (4) 盛岡市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱（平成19年告示第124号）に基づき行われる地域活動支援センターⅡ型事業

(地域生活支援給付費の支給)

**第3** 市長は、障害者等がサービスを受けたときは、地域生活支援給付費を支給する。

(支給額)

**第4** 地域生活支援給付費の支給の額は、利用料として市長が第2に規定する地域生活支援事業ごとに定める額（以下「利用料の額」という。）の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、サービスごとに次の各号に掲げる障害者等の1月の利用料の額から同項の地域生活支援給付費の支給の額を控除した額が当該各号に定める額を超えるときは、当該利用料の額から当該各号に定める額を控除した額を支給する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第1号に該当する障害者等 3万7,200円
- (2) 令第17条第1項第2号に該当する障害者等 9,300円
- (3) 令第17条第1項第3号に該当する障害者等 4,600円
- (4) 令第17条第1項第4号に該当する障害者等 0円

3 市長は、災害その他特別な事情があることにより、障害者等がサービスに要する費用を負担す

ることが困難であると認めるときは、利用料の額の100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合に相当する額を支給することがある。

4 前3項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支給方法)

**第5** 地域生活支援給付費の支給は、第4の規定により算定した額をサービスを行った事業者に支払うことにより行うものとする。

(支給の申込み等)

**第6** 地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者等（法第4条第2項に規定する障害児にあっては、保護者（同条第3項に規定する保護者をいう。））。以下同じ。）は、サービスを受ける前に、盛岡市地域生活支援給付費支給申込書兼月額上限負担額減額申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、地域生活支援給付費の支給を適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給承認通知書兼利用者負担額減額・免除等承認通知書に地域支援給付費受給者証（以下「受給者証」という。）を添えて、不適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給不承認通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により支給承認を受けた障害者等（以下「受給者」という。）は、サービスを受けようとするときは、サービスを行う事業者を受給者証を提示しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、同項の規定による支給承認を更新する場合について準用する。

(サービスの種類等の変更)

**第7** 受給者は、現に受けているサービスの種類、サービスの量その他の事項を変更しようとするときは、盛岡市地域生活支援給付費支給変更申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、地域生活支援給付費の支給の変更を適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給変更承認通知書を受給者証を添えて、不適当と認めるときは盛岡市地域生活支援給付費支給変更不承認通知書により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(支給承認等の取消し)

**第8** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6第2項の規定による支給承認又は第7第2項の規定による支給変更承認を取り消すことがある。

(1) 第2に規定する受給要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の行為により第6第2項の規定による支給承認又は第7第2項の規定による支給変更承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、盛岡市地域生活支援給付費支給承認等取消通知書により受給者に通知するものとする。

(住所等の変更の届出)

**第9** 受給者は、住所又は氏名を変更したときは、受給者証を添えて市長にその旨を届け出なければならない。

(受給権の譲渡等の禁止)

**第10** この告示による支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

**第11** 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による支給を受けた者に対し、当該支給した金額の全部又は一部を返還させることがある。

(受給者証の再交付)

**第12** 受給者は、受給者証を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、盛岡市地域生活支援給付費受給者証再交付申込書を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給者証の返還)

**第13** 第7第2項の規定により受給者証が交付されたとき又は受給者が第2に規定する受給要件を満たさなくなったとき若しくは死亡したときは、受給者又はその親族は、速やかに当該受給者に係る受給者証を市長に返還しなければならない。

**制定文 抄**

平成18年10月1日から施行する。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円
  - イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの
  - ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの
- 三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円
- 四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障

害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税 (同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者 (生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者 (同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零